

総合共済基本型

総合(慶弔)共済

全国の仲間による 助け合いの礎となる共済

総合共済基本型は、年齢や性別によらず契約者(組合員)が定額の掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶弔・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。

満期共済金・解約返戻金はありません。

ご契約いただける方(契約者になることができる方)と保障の対象

- ・契約者になることができる方は、組合員本人です。
- ・被共済者(保障を受けることができる方)は、契約者です。
- ・保障の対象になる方は、組合員本人、その配偶者、子および親です。
- ・保障の対象になる物件は、被共済者の居住する建物です。

地震の住宅災害見舞金を改善(2019年10月より)

「地震等の50%~70%未満の損害」が「半壊」ではなく「大規模半壊」としての支払いに

保障内容

共済金の種類	お支払い事由		共済金		
死亡弔慰金	被共済者(組合員)の死亡		500,000円		
	配偶者の死亡	(内縁関係の配偶者を含む)	200,000円		
	子の死亡	実子・養子・継子とそれぞれの配偶者	50,000円		
	親の死亡	組合員と配偶者のそれぞれの実父母・養父母・継父母	10,000円		
重度障害見舞金	被共済者(組合員)の重度障がい		500,000円		
結婚祝金	結婚		10,000円		
退職見舞金	退職による組合からの脱退		18,000円		
住宅災害見舞金	火災等 [火災、落雷、破裂・爆発など]				
	全焼・全壊	70%以上	400,000円		
		半焼・半壊	50%~70%未満	360,000円	
			30%~50%未満	280,000円	
			20%~30%未満	200,000円	
	一部焼・一部壊	10%~20%未満	120,000円		
		5%~10%未満	80,000円		
		5%未満で損害額が2,000円以上の場合	20,000円以内*		
	自然災害				
	風水害等 [暴風雨、洪水、降雪など]				
	床上浸水	全壊・流失	70%以上	160,000円	
			半壊	20%~70%未満	80,000円
				一部壊	損害額が100万円を超える場合
		一部壊	損害額が20万円を超え100万円以下の場合		4,800円
			全床面積50%以上にわたる浸水	150cm以上	80,000円
		100~150cm未満		54,000円	
		70~100cm未満		38,000円	
		40~70cm未満		26,000円	
		40cm未満		16,000円	
		全床面積50%未満の浸水	100cm以上	16,000円	
100cm未満	4,800円				
地震等 [地震、噴火、津波など]					
同居親族の死亡	全壊・流失	70%以上	50,000円		
		大規模半壊	30,000円		
	半壊	50%~70%未満	25,000円		
		20%~50%未満	5,000円		
一部壊	損害額が20万円を超える場合	5,000円			
同居親族の死亡			20,000円		

*「一部焼・一部壊」の5%未満は、20,000円を上限に実損額を支払います。

共済期間

共済期間は

2019年10月1日から

2020年9月末日です。

共済期間は契約申込書を提出し、初回掛金を払い込んだ日の翌月1日午前零時から始まります。

以降1年ごとに契約更新し、在職中の組合員である限り継続することができます。団体生命共済と同じ共済期間となります。

保障内容のご説明

1. 重度障害見舞金

「重度障がい」とは、契約規定別表第1「重度障害等級表」の状態をいいます。なお、「重度障がい」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則第14条に準じて行うものとします。

2. 結婚祝金

「結婚祝金」は、被共済者が結婚した場合に支払います。

3. 退職見舞金

「退職見舞金」は、被共済者が所属する組合(またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます)の組合員となってから3年以上の所属期間を経過して、退職により当該組合を脱退する(死亡退職を除く)場合に支払います。

なお、定年退職などにより再任用・再雇用制度が適用される場合については、再任用・再雇用の終了時ではなく、定年退職などの際に脱退するものとみなし、退職見舞金を支払います。

共済金のご請求について

総合共済は、全労済または自治労共済生協が実施する他の共済制度と保障内容が一部重複しています。複数の共済制度にご加入されている場合、重複して共済金等をお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求忘れのないようご注意ください。保障内容についてご不明な点がある場合は組合に備え付けの契約規定をご確認ください。もしくは各都道府県支部にお問い合わせください。

なお、共済金をご請求いただける期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

引受団体・割り戻し金

1. ご契約の引き受け先について

総合共済は自治労共済生協が次の事業規約により引き受けを行っています。

- ・総合(慶弔)共済



掛金

基本型の掛金は月々300円です。

掛金は団体生命共済の組合員本人の型掛金に含まれています。



4. 住宅災害見舞金

①被共済者の居住している建物が火災等により損害をこうむった場合に住宅災害見舞金を支払います。

「火災等」とは、火災、落雷、破裂・爆発、給排水設備の不測かつ突発的な事故などを伴う水ぬれ、車両の衝突、風水害等を除く建物外部からの物体による損壊、凍結による水道管などの損壊、損害額5万円以上の第三者からの直接加害行為をいいます。

②被共済者の居住している建物が自然災害により損害をこうむった場合に住宅災害見舞金を支払います。

「自然災害」とは、風水害等および地震等をいいます。「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょう、またはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。「地震等」とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます。

③「同居親族の死亡」とは、被共済者と同居する親族が①または②により死亡した場合をいいます。

共済金をお支払いできない場合・削減する場合/契約を解除する場合など

共済金受取人の故意または重大な過失により支払事由が発生した場合や、犯罪行為を伴う支払事由が発生し、自治労共済生協が共済金の支払いを適当でないと認めた場合など、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。また、詐欺行為など、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき、契約を将来に向かって解除することがあります。詳しくは所属する組合に備え付けの契約規定をご参照ください。

2. 割り戻し金について

自治労共済生協の毎年度の決算において、剰余が生じた場合、総代会の議決にもとづき原則として割り戻し金を契約者に還元します。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。